



エネルギー・食料品などの価格高騰の影響を受けている市民や事業者の負担軽減を図るため、市独自の支援を行います。

中小企業者への 原油価格等高騰対策補助金

☎商工振興課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1464
 ☎農林振興課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1465

市内中小企業者の燃料費などの一部を補助する対象期間を延長します。

■対象事業者 / ①個人事業者の場合、市内に在住する事業者②法人事業者の場合、市内に本店がある事業者※農業者を含む。

■主な要件 / 令和4年7月から12月までの間に、事業の用に供した燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油、ガス、電気）の合計額が60万円以上であること。または、「丹波市中小企業者原油価格等高騰対策補助金（当初分）」を受給していること。

■補助金額 / 燃料費の合計額の10分の1または「丹波市中小企業者原油価格等高騰対策補助金（当初分）」の受給額の3分の2に相当する額
 ※いずれも上限20万円

■申請期限 / 令和5年2月28日（火）

■申請方法 / 商工振興課へ郵送または窓口へ提出
 ※農業者の場合は農林振興課へ提出

認定こども園等・公共交通事業者・福祉事業所への 原油価格等高騰対策補助金

☎子育て支援課（健康センターミルネ内） ☎ 88 - 5083
 ふるさと定住促進課（本庁舎内） ☎ 88 - 5360
 介護保険課（本庁第2庁舎内） ☎ 86 - 7035

認定こども園もしくは小規模保育施設等を運営する事業者、公共交通事業者および介護・障害福祉サービス事業を運営する事業者の燃料費などの一部を補助する対象期間を延長します。対象となる事業所には個別に案内を送付します。詳しくは、担当課まで問い合わせください。

■問い合わせ先 /

- ▷認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設（公立は除く）、子ども・子育て支援事業を実施する事業所：子育て支援課
- ▷公共交通事業者：ふるさと定住促進課
- ▷福祉事業所（介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所等）：介護保険課

学校給食費を免除します 問教育総務課（山南庁舎内） ☎ 70 - 0880

■対象 / 市内の小中学校に通うすべての児童・生徒の保護者

■期間 / 令和4年12月分から令和5年3月分まで

■そのほか / 申請手続きは不要です。

水道料金の基本料金を免除しています

☎上下水道お客様センター（春日庁舎内） ☎ 88 - 5107

原油価格・物価高騰対策として、9月請求分から水道料金の基本料金を免除しており、引き続き11月請求分も免除します。

■対象 / 水道使用者※官公庁を除く

■対象期間 / 令和4年9月請求分から12月請求分（4カ月間）

■免除金額 / 水道料金の基本料金全額

※5㎡を超える従量料金・下水道使用料は免除されません。

■そのほか / 申請手続きは不要です。また、「水道使用量等のお知らせ」では、対象期間中も基本料金を含んだ水道料金が記載されていますが、実際の請求や口座振替では、基本料金を差し引いた金額になります。

口径別基本料金（1カ月あたり）

口径	基本料金 (消費税込)
13mm	1,393円
20mm	1,771円
25mm	5,930円
30mm	8,790円
40mm	15,191円
50mm	24,619円
75mm	54,371円
100mm	102,143円



住民税非課税世帯等に対する 

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

☎ 社会福祉課（本庁第2庁舎内） ☎ 86 - 7031

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、1世帯あたり5万円を給付します。

※課税者に扶養されている者のみで構成される世帯、租税条約の適用を届け出ている者がいる世帯は除く。

	住民税非課税世帯	家計急変世帯
 対象世帯	令和4年9月30日時点で市内に住民票があり、世帯全員が令和4年度の住民税（均等割）が課税されていない世帯	申請時点で市内に住民票があり、令和4年1月から12月までの間に家計が急変し、世帯全員が令和4年度の住民税（均等割）が課税されていない世帯と同様の事情にある世帯
 手続	令和4年12月上旬に市から世帯主宛てに確認書を送付します。内容を確認し、必ず返送してください。	市から申請書を取り寄せ、必要事項を記入し、収入額が分かる書類を添付して社会福祉課まで提出してください。
 提出期限	令和5年1月31日（火）	
 給付時期・方法	令和4年12月下旬から順次、口座振込で給付予定	

農業者への 

農業肥料価格高騰対策支援事業

☎ 農林振興課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1465

肥料価格の高騰に伴い農業生産費用が増加する中で、農業経営の安定継続を促す支援金制度です。

◇農業肥料価格高騰支援事業（市）

■対象者 / 下記の対象作物を作付けし、水稻生産実施計画書及び営農計画書を提出している、または、市内の農地の利用権などを有し、証明することができる農業者※そのほか要件あり

■対象作物 / ①主食用水稻、酒造好適米（酒米）、種子用米②麦、大豆、小豆、飼料作物、新規需要米、加工用米、そば、野菜、花き、薬用作物、ごまなど

■対象面積 / ①作付面積の合計から10aを除く
②作付面積の合計から5aを除く

※対象面積が10a未満となる場合は交付の対象外

■交付単価 / ① 3,000円/10a ② 2,000円/10a

■交付金額 / 対象面積に交付単価を乗じた額

※上限30万円

■申請期限 / 令和5年1月31日（火）

◇肥料価格高騰対策事業（国）

■対象者 / 農産物を販売し、化学肥料低減に向けた取組を行う者で、令和4年秋肥または令和5年春肥を購入し、自らの農業生産に使用する農業者

■対象肥料 / 令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料法に基づく登録・届出がある肥料
▷秋肥: 令和4年6月1日（水）～10月31日（月）
▷春肥: 令和4年11月1日（火）～令和5年5月31日（水）

■支援金の金額 / 化学肥料低減に取り組んだ際の当年の肥料費と前年の肥料費の差額の7割

■申請方法 / 肥料を購入した店により異なります。農協や肥料販売店など肥料を購入した店へ確認ください。

■そのほか / 対象者の要件や必要書類については、市のホームページを確認ください。



ホームページ